

農 地 賃 借 料 情 報

令和6年1月から令和6年12月までに、農地法3条の許可および農業経営基盤強化促進法に基づく公告がなされた農地の賃貸借契約における賃借料の平均額は、以下のとおりです。

松川町農業委員会

10 a 当たり 単位：円

地区	区分	水稻		普通畑		果樹		柿		梅	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
元大島	最高額	14,000	39	22,000	12	19,800	32	13,181	16	—	—
	平均額	10,157		8,072		9,904		6,894		—	
	最低額	5,000		4,241		4,000		3,559		—	
大島	最高額	—	—	8,810	9	20,000	32	—	2	—	—
	平均額	—		8,395		9,807		8,000		—	
	最低額	—		8,000		6,700		—		—	
上片桐	最高額	10,000	16	14,000	22	12,000	25	10,000	23	—	—
	平均額	9,100		10,179		7,430		8,178		—	
	最低額	2,495		5,000		4,525		4,516		—	
生田	最高額	10,000	32	8,925	10	—	1	5,000	6	—	—
	平均額	5,523		5,675		—		4,667		—	
	最低額	2,000		5,000		—		3,000		—	
(参考) 松川町平均		8,833	87	8,655	53	9,220	90	7,285	47	—	—

※ 各地区ごとの賃借料の目安となるものです。あくまで目安としての金額であり、対象農地の状況等に合わせ当事者同士で話し合いの上、決定してください。

※ 無償で締結された契約は件数から除いてあります。
また、件数が少なく個別の数字を特定してしまう欄は、表示しておりません。